

工事における「余裕期間の設定」の試行について

1 用語の定義

次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工期：余裕期間と実工期との合計で、始期と終期を明示した期間のことをいう。
- (2) 実工期：実際に工事施工のために必要な期間で、適正工期を確保した期間をいう。
- (3) 発注者指定方式：工期の始期日（工事着手日）及び終期日（工事完了期限日）を指定する方式（表-1：① 発注者指定方式）
- (4) 任意着手方式：工期の始期日期限までの間に受注者が工期の始期日を設定する方式（表-1：② 任意着手方式）

3 余裕期間及び工期の設定

(1) 余裕期間の設定

- ① 発注者において、発注者指定方式又は任意着手方式から、適用する方式を選定する。
- ② 発注者が設定する余裕期間は実工期の 30 %を超えず、かつ、4 か月を超えない範囲内とする。

(2) 工期の設定

- ① 発注者において、実工期（工期の始期日から起算して〇日間）及び工期の始期日期限を設定する。
- ② 入札参加者等は、工期の始期日期限までの間で工期の始期日（工事着手日）を任意に設定し、契約書の提出期限内に工期通知書（様式-1）により発注者に通知する。

(3) 工期決定（当初契約）後における工期変更の考え方

余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、主任監督員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができる。

4 契約関係の取り扱い

- (1) 契約書には、工期及び実工期を記載する。（表-3）
- (2) 余裕期間内の主任（監理）技術者等の専任配置は、不要とする。（表-2）
- (3) 余裕期間内は、工事に着手してはならない。また、工事着手前に資材の搬入、仮設物の設置等を行ってはならない。
- (4) 実工期の始期に変更が生じた場合は、契約変更を行うこと。
- (5) 工事請負契約書第3条に基づく工程表、請負代金内訳書は、契約後 14 日以内に提出させるものとする。この場合において、工程表には、余裕期間を記入するものとする。

- (6) 任意着手方式の場合は、工期の始期日付までの間で工期の始期日を任意に設定し、契約書の提出期限内に工期通知書（様式－１）を提出すること。
- (7) CORINS の受注時登録は、契約締結日から土曜日、日曜日、祝日を除く 10 日以内に行うこと。なお、登録にあたっての技術者の従事期間は、実工期の期間とすること。
- (8) 契約保証の期間は、余裕期間と実工期を合計した工期とすること。
- (9) (5)、(6) 以外の工事着手関係書類の提出期限の起算日は、工事着手日とする。

5 適用

この通達は、令和 5 年 4 月 1 日以降に公告を行う工事から適用する。

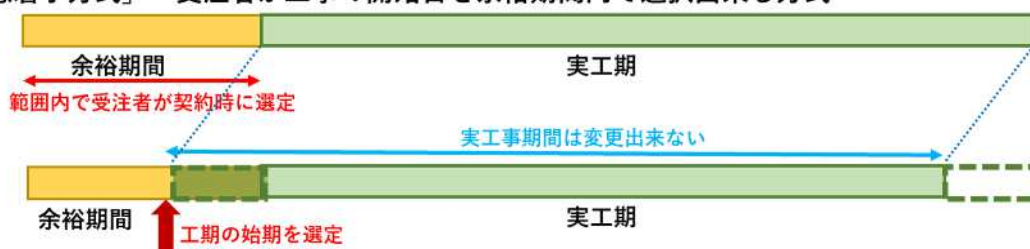
表－1 余裕期間制度について

■余裕期間制度

①「発注者指定方式」：余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式

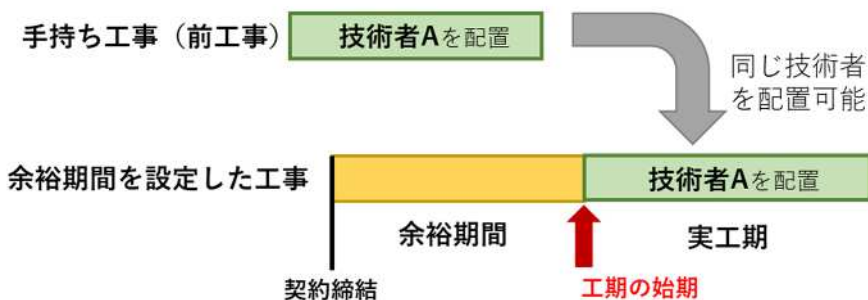


②「任意着手方式」：受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択出来る方式



表－2 現場代理人及び主任（監理）技術者の配置について

■手持ち工事と余裕期間を設定した工事の関係



表一 3 契約書に記載する事項について

下線部を追記する。

工 事 請 負 契 約 書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
実工期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4から6 ー省略ー

第 1 条から第 34 条 ー省略ー

(前金払)

第 35 条 受注者は、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。〔ただし、契約書記載の工事着手の時期の前日から 16 日以前に支払わないものとする。〕

3 受注者は、第 1 項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。前項の規定 〔本文〕 は、この場合について準用する。

4 ー省略ー

5 受注者は、請負代 金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の （第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の ）以内 から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第 37 条まで、第 41 条及び第 53 条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の支払を請求することができる。この場合においては、第 2 項 〔本文〕 の規定を準用する。

6から8 ー省略ー

注 〔 〕 は、余裕期間を設定した場合に記載する。

第 35 条から第 54 条 ー省略ー

様式－１（余裕期間の設定（任意着手方式）の場合）

令和 年 月 日

日本下水道事業団

契約職 氏 名 殿
〇〇〇〇

受注者 住所
氏名 印

工期通知書

標記について、工期を定めましたので下記の通り通知します。

工事名	
工期の始期日 (工事着手日)	令和 年 月 日
実工期	工期の始期日から 令和 年 月 日 (日間)

- (注) 1 本通知書は、契約書の提出期限内に契約課に提出すること。
2 実工期は、本通知に記載した工事開始日に、特記仕様書に示す実工期期間を加えた期日を記載すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。
4 受注者は、代表者又は代表者から委任を受けている者とする。